

【池袋】はじめての建築 CAD・BIM 科 6ヶ月コース

これからのCAD技術を身につけ実務はもちろん再就職でライバルと差をつける！

受講者募集

【訓練期間】
2020年3月16日～2020年9月15日
【募集期間】
2020年1月28日～2020年2月12日

職業訓練
受講料無料
教科書代は自己負担となります

業界最注目就職で役立つ武器を手に入れる！

企業にとって、CAD技能の有無が採用の際の大きなファクターとされるこの時代。2Dも3Dも展開ができる新しいパソコンソフト。それがBIMです。



基本操作から丁寧に教えます！

個々のレベルにあった指導を行います。長年にわたり建築分野の講座を実施してきたフェリカだからこできる丁寧な指導。基本操作はもちろん、仕事に役立てたい方までまで幅広く受講する事ができます。

施設見学会（事前予約制）受け付けております。是非お電話ください。

第1回 1月30日10:30 第2回 2月4日10:30 第3回 2月6日10:30

※その他の日程につきましてはお電話にてご相談ください。

訓練番号 4-31-13-02-18-0653

実践コース はじめての建築 CAD・BIM 科

訓練期間 2020年3月16日～2020年9月15日

訓練時間 9時10分～14時35分

募集期間 2020年1月28日～2020年2月12日

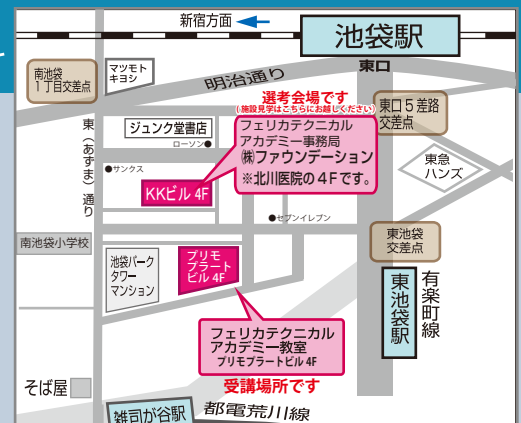
選考日 2020年2月27日(木)

選考方法 面接 定員 15名

選考結果発送日 2020年3月3日(火)発送

受講要件 基本的なPC操作が出来る方（起動、保存、印刷、タイピング（ローマ字入力）等）

申し込み方法 居住地を管轄するハローワークで相談のうえ、お手続きください。



【池袋】はじめての建築 CAD・BIM科

● カリキュラム概要

学 科	就職支援	履歴書・職務経歴書作成指導、面接指導
	安全衛生	VDT作業における安全衛生管理
	CAD知識	CADの概念、システム、パソコン基礎、ファイル形式等
	CADの基礎	画面構成、図形、操作概念
	建築の基礎知識	建築部材、建築材料、建築構造等
	建築法規	建築物の形態に関する建築基準法
	BIM基礎知識	ARCHICADの画面構成、操作概念、テンプレート作成の基礎知識
	建築パース基礎知識	一焦点パース、パースガイドの基本概念
実 技	CAD操作実習	家具図面、躯体図面の作図、ブロック機能活用演習
	BIM操作実習	ARCHICADの基本操作、平面図、断面図、立面図の作成
	建築図面作図実習	AutoCADによる図面の構成、作図規定に則した建築図面の作図
	木造建築図面実習	AutoCADによる木造の詳細な建築図面、建築基準法に基づく構造種別・材料選定・設計仕様の作成
	建築パース実習	グリッドパース、一焦点パースによる建築空間の表現演習
	BIM作図実習	ARCHICADによる鉄筋コンクリート造図面の作図
	BIM3D実習	ARCHICADによるモデリング、カメラシーン設定、レンダリング設定、建築物の作成演習
	作品集制作実習	Photoshop、Illustratorによるプレゼンボード、ヴィジュアル画像の作成
	プレゼンテーション実習	作成した作品のプレゼンテーション演習

● 受講料 無料

教科書代、9,136円。
上記費用は自己負担となります
のでご了承ください。

● 訓練概要

AutoCADを使用した建築図面の製図、手書きやパースによる空間表現、BIMによる建築物の作成など、設計業務に必要な技術を学びます。

● 就職を想定する職業・職種

CADオペレーター
建築設計補助

● 職業人講話

「時代に合わせたリノベーション」
ヒューマンリソシア株式会社
「業界について、キャリアアップに必要な技術と意識」
パーソルテンプスタッフ株式会社
「業界について、受注から納品までの仕事の流れ」
株式会社アミック
「業界について、BIMの有効活用方法」
株式会社コンテック

ARCHI CADとは

BIM (Building Information Modeling) では、3Dモデルにさまざまな情報を入力・格納できます。BIMで設計を行うことにより、全ての図面が正確に整合性を持った設計図書として連動します。また、図面の変更がリアルタイムで全ての図面、一覧表に反映されるため、設計スピード、効率性、正確性が向上します。これからの建築分野に欠かせないソフトとして今注目が高まっています。

職業訓練受講給付金の支給額

職業訓練を受講している間、職業訓練受講手当が支給されます。

職業訓練受講手当：月額10万円

通所手当：通所経路に応じた所定の額（※）

（※）最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路及び方法による運賃等の額となります。

以下のすべてに該当する方が対象となりますが、この他にも支給要件がありますので、必ずハローワークの窓口で確認を受けてください。

- | | |
|---|---|
| ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方 | ② 本人収入が月8万円以下の方〔本人収入要件〕 |
| ③ 世帯（※1）全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の方〔世帯収入要件〕 | ④ 世帯（※1）全体の金融資産が300万円以下の方〔資産要件〕 |
| ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方〔土地・建物要件〕 | ⑥ 全ての訓練実施日に出席する方（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）〔出席要件〕 |
| ⑦ 訓練期間中～訓練終了後、指定来所日にハローワークに来所し職業相談を受ける方 | ⑧ 同世帯（※1）の方で同時にこの給付金を受給して訓練を受けていない方〔世帯に1人要件〕 |
| ⑨ 既にこの給付金を受給したことがある（※2）場合は、前回の受給から6年以上経過している方（※3） | |

（※1）同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。事前審査時は前年の収入、申請時は前月の収入を確認します。

（※2）緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しません。（※3）基礎コースに続けて実践コース又は公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となることがあります。

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

※詳細につきましては、居住地を管轄するハローワークにてご確認ください。

不明点はお気軽にお電話ください！